

TAC設定対象魚種について

1. TAC設定対象魚種

- (1) 我が国においてTAC対象魚種は、以下の基準のいずれかに該当するものであって、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的知見が蓄積されているものの中から選定している。
 - ① 採捕量(漁獲量)及び消費量が多く、国民生活上又は漁業上重要な海洋生物資源
 - ② 資源状態が悪く、緊急に漁獲可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが必要な海洋生物資源
 - ③ 我が国周辺海域で外国漁船による漁獲が行われている海洋生物資源
- (2) なお、我が国の排他的経済水域における海洋生物資源を管理するというTAC制度の趣旨に鑑み、高度回遊性魚種(カツオ・マグロ類等)や遡河性魚種(サケ・マス類)に加えて、ホタテなど種苗放流が行われている資源については、TAC対象種とはしていない。
- (3) 現在、サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニの7魚種がTACの対象となっており、これら魚種で我が国TACの対象となり得る魚種の漁獲量の約5割を占めている。

2. TAC 魚種以外の広域重要魚種

- (1) 現在のTAC対象魚種に次いで漁獲量が多く、国民生活上又は漁業上重要な魚種として、カタクチイワシ、ホッケ、ブリ、ウルメイワシ及びマダラが挙げられ、これら5種については、過去の水産政策審議会資源管理分科会や広域漁業調整委員会での検討も踏まえ、より望ましい資源管理を進めるための第一歩として、平成25年11月に国が定める資源管理指針に魚種別の記述を追加したところである。
- (2) これら5魚種の資源状況や操業形態は地域により様々であることから、広域漁業調整委員会や関係者間において、漁業の実態等を踏まえつつ、TAC対象魚種とすることにより実行可能で効果的な資源管理を行うことが可能かについて、魚種毎に課題を整理しながら検討を継続している(別紙)。かかる検討状況については、引き続き本資源管理分科会に報告することとしたい。

TAC対象以外の広域重要魚種の資源管理に向けた整理表

魚種名	系群	制度上の条件等						課題	
		①漁獲量 (順位)	②資源状況		③外国 漁船に よる漁獲	④科学的知見			⑤高度回 遊性魚類 または遡 河性魚類
			水準	動向		ABC算定			
						資源量 算定			
カタクチ イワシ	太平洋	3位	中位	減少	—	○	○	—	○カタクチイワシのTAC設定においては、カタクチイワシ(成魚)、シラス(未成魚)に分けて設定することが望ましいが、技術的に困難。 ○系群ごとに異なる漁業実態 ・太平洋: 漁獲の大部分はカタクチイワシ ・瀬戸内海: 漁獲の半数近くはシラス ・対馬暖流: シラスの漁獲はカタクチイワシの1/10
	瀬戸内海		中位	横ばい	—				
	対馬暖流		低位	減少	○				
ホッケ	根室海峡～胆振	10位	低位	減少	—	○	—	—	○漁獲のほとんどを占める道北系群について実施されている資源管理措置(H24～27、漁獲量または漁獲努力量を3割削減)の効果を検証 ○いずれの系群も資源量に基づかずにABCを算定 ○ほとんどが北海道周辺海域で漁獲される特徴
	道北		低位	減少					
	道南		低位	減少					
ブリ類	—	11位	高位	増加	—	○	○	—	○漁獲の約4割を占める定置網では魚種選択性が低く漁獲管理の実効性に技術的課題
ウルメ イワシ	太平洋	15位	中位	横ばい	—	○	—	—	○太平洋系群では資源量に基づかずにABCを算定
	対馬暖流		中位	増加			○		
マダラ	北海道	21位	高位	増加	—	○	—	—	○北海道系群及び日本海系群では資源量に基づかずにABCを算定
	太平洋北部		高位	増加			○		
	日本海		高位	横ばい			—		

注: 漁獲量はH20～24年の5年平均値。